

【資料第1号】
教育推進部教育指導課

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十七号）新旧対照表

改正案（案）	現行
<p>第一条～第十五条（略） （特殊勤務手当）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>第十七条 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とする。</p> <p>2 教員特殊業務手当は、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。）であるときに支給する。</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日一日につき<u>一万六千円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4（略）</p> <p>第十八条～第三十四条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和4年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。</u></p>	<p>第一条～第十五条（略） （特殊勤務手当）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>第十七条 職員に支給する特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とする。</p> <p>2 教員特殊業務手当は、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。）であるときに支給する。</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日一日につき<u>六千四百円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4（略）</p> <p>第十八条～第三十四条（略）</p>

(経過措置)

2 改正後の条例第十七条第三項の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。